

# 「海老名市公園等整備・運営の指針(案)」パブリックコメント実施結果

## 1 結果の概要

- ・ 実施期間 令和3年4月1日(木)から令和3年4月30日(金)まで
- ・ 意見提出 提出者：5名、意見数：19件

## 2 意見及び本市の考え

### 1) 第1章 公園等整備・運営の指針(案)の概要について

| No. | 項目         | 意見内容   | 市の考え方   |
|-----|------------|--|---|
| 1   | 1 策定の背景と目的 | <p>&lt;小規模公園の統廃合について&gt;</p> <p>小規模公園の統廃合はしないで、今ある公園の維持・整備に努めてほしい。</p> <p>概要版p2では効率的・効果的に公園の整備を推進していくとしています。また、利便性や機能向上のために小規模公園の統廃合など公園等の再編を挙げています。</p> <p>身近にある小さな公園は、赤ちゃんからお年寄りまでの憩いの場です。使う人が少ない、維持管理費がかかるからと、閉鎖されれば、遠くの大きな公園へ行くこととなります。ベビーカーや杖をついていくことは困難です。身近な公園だからこそ、世代を超えて地域が繋がり、大切なコミュニティの場となっています。また、狭い居住空間の都市部では、一人で思索する空間にもなっています。</p> <p>身近な公園を廃止することは地域コミュニティを崩壊させます。</p> | <p>本市の人口は、これまで増加傾向にあるものの、将来的には人口減少時代が到来することが予想されています。また、高齢化率についても現在20%を超え、今後も上昇していくことが予想され、こうした超高齢社会においては、社会資本投資余力の減退等により、積極的な都市づくりを行うことが困難になると考えられます。今後10年程度は、「人口減少時代に備える取り組み」を進める重要な期間であり、住宅地や産業用地の新規確保、都市基盤施設の整備・充実等、引き続き積極的な都市づくりを展開し、都市の基礎を築いていくことが必要といえます。</p> <p>小規模な公園等は、開設時からの地域や利用者ニーズの変化、施設の老朽化、大きくなった樹木状況などから、再整備や機能分担等を考える時期になっています。</p> |
| 2   | 1 策定の背景と目的 | <p>&lt;指針の策定について&gt;</p> <p>コロナ禍ですが、このような膨大な資料をホームページに載せただけで、また個別回答してもらえない状況は一方通行です。</p> <p>そもそもこのページにアクセスし、資料の内容を理解できる市民は全体の1パーセントにも満たないでしょう。市民が知らない→意見が出ない→合意形成できたというような誤った判断がされる事が無きようお願いしたいです。</p> <p>今後も愛着をもって海老名市に住み続けたいと思えるよう、住民によりそった市役所であってほしいと切に願います。</p>  | <p>近隣の公園等と利用圏域が重複し利用が少なく、防災機能が低い小規模な公園等は、利用目的を絞った機能特化や土地利用の転換、統廃合などの検討を進めていくことを考えています。</p> <p>公園等の再整備や統廃合等にあたっては、現地の確認などを行い、地域及び近隣住民の方々と協議を進めて取り組んでまいります。</p>   |

(次頁に続く)

## 2) 第3章 緑の基本計画の実現に向けた取り組みについて

| No. | 項目            | 意見内容  | 市の考え方  |
|-----|---------------|---|--|
| 3   | 2 公園等整備・運営の施策 | <p>&lt;公園配置の着眼について&gt;</p> <p>市民一人当たりの公園面積を広げてほしい。</p> <p>概要版 p 4 では現在の公園の広さは、都市公園 629,000 m<sup>2</sup>+公共施設緑地 52,000 m<sup>2</sup>=681,000 m<sup>2</sup>です。136 千人市民一人当たりは 5.007 m<sup>2</sup>と神奈川県平均 5.5 m<sup>2</sup>（平成 30 年度末）より狭い状況です。</p> <p>この整備計画により公園等の面積はどのくらい広がるのでしょうか？小さな公園を統廃合し、大きな新たな公園をつくることで一人当たりの公園面積は広がるのでしょうか？</p> <p>公園の配置は効率的な賑わいのある街づくりではなく、緑豊かな、落ち着いた街づくりに着眼していただきたい。</p> | <p>本市の都市づくりでは、「人口減少時代に備える取り組み」を進める重要な時期であり、都市基盤施設の整備・充実等に積極的な都市づくりを展開し、都市の基礎を築いていくとしています。</p> <p>これに向けた取り組みとして、緑の基本計画に掲げている「みどりを創る」において街区公園、近隣公園、地区公園、歴史公園、都市緑地などを整備し、市民一人当たりの都市公園面積を広げて、令和 21（2039）年に 7.5 m<sup>2</sup>/人の目標を達成する計画としています。</p> <p>本指針（案）での取り組みによって、地域や利用者のニーズにそった公園等を整備し、賑わい、緑や水辺、豊かな自然を活かした環境づくりを進めてまいります。</p> |
| 4   | 2 公園等整備・運営の施策 | <p>&lt;公園の維持管理について&gt;</p> <p>概要版 p 5 市民協働による公園の維持管理は、2020 年策定の「緑の基本計画」市民アンケートの結果と合致するところです。</p> <p>しかし、高齢化により、公園の草取りなどの維持管理が地域で困難になってきたときは、市が予算建てをして、定期的にやるべきと考えます。</p>  | <p>公園等の草刈りなどでは、自治会等のご協力をいただき感謝しています。</p> <p>小さな面積の公園等が集まっているところでは、高齢化によって維持管理に関わる方々が少なくなっている状況もあることから、ある程度に集約して公園等の魅力を向上し、今後も地域の皆様方のご協力を得られるように改善していくことが必要と考えています。</p>   |

## 3) 第4章 公園等整備・運営の視点と推進方策について

| No. | 項目         | 意見内容  | 市の考え方   |
|-----|------------|---|---|
| 5   | 1 新規公園等の整備 | <p>&lt;扇町・周辺の公園整備について&gt;</p> <p>海老名駅西口は大規模なマンション建設により子育て世代を含めた人口が急増しています。</p> <p>足を延ばせば三川公園という大きな公園はありますが、気軽に行くことができる近場の公園が扇町～下今泉にかけては上郷第一児童公園程度しかありません。</p> <p>扇町の開発において、ある程度の規模や遊具がある公園が一つあるだけでも近隣住民としてはありがたいです。</p> <p>マンション建設と併せて公園の整備もお願いできたらと思います。</p> | <p>扇町では、海老名駅西口地区土地区画整理事業において、地域の北西側に「扇町第一公園」を開設しています。</p> <p>開発行為における公園整備については、今後も「海老名市住みよいまちづくり条例等」に基づき、住宅開発事業者との協議を行い、住宅地の環境整備に取り組んでいきます。</p> |

（次頁に続く）

|   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 6 | 2 公園等の再整備 | <p><b>&lt;小規模公園の売却について&gt;</b><br/> 概要版 p 10 公園の用途変更や売却を進めて公園事業費を捻出するとしています。市の管轄する公園の維持管理経費は年間約 2 億 5 千万円です。<br/> 管理費用が掛かるとして、小規模公園を売り払い、それを原資に大きな公園を整備・新設することは市民生活を無視し市民に寄り添った政策とは言えません。</p> | <p>維持管理経費は増加傾向にあって、現状の経費でも市民の皆様からの苦情や要望に十分に対応できている状況ではありません。<br/> 近隣の公園等と利用圏域が重複し利用が少なく、防災機能が低い小規模な公園等は、利用目的を絞った機能特化や土地利用の転換、統廃合などの検討を進めていくことを考えています。<br/> このようなことにより、地域や利用者ニーズに対応した公園施設の更新や整備を実施して、安全で親しみがもてる公園等にすることを考えています。<br/> 公園等の再整備や統廃合等に当たっては、現地の確認などを行い、地域及び近隣住民の方々と協議を進めて取り組んでまいります。</p> |
|---|-----------|---|---|

#### 4) 第5章 公園等整備・運営の検討について

| No. | 項目         | 意見内容   | 市の考え方  |
|-----|------------|--|--|
| 7   | 1 新規公園等の整備 | <p><b>&lt;新規公園等の整備について&gt;</b><br/> 上位の計画がそのようになっていると思われるが、(本編の p 7 の上段 1～4 行目)「都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の目標 7 m<sup>2</sup>以上に対して 66.3%の状況になっています。市街地の(中略)94.3%の状況となっています」という件については、現状目標未達は仕方ないと思われます。<br/> 自然減によって目標達成できるはずと思われるので、また、コロナ禍で公園自体の利用者数は減っているので、今一度、新規公園の建設については、次行に述べる公園以外は、白紙にしたほうが良いと思いました。<br/> 記号 N 4 の中部地区公園については、公園という位置づけではなく、防災センターとしての位置づけが良いと思いました。<br/> 橋が通行不能になり、陸路での補給路が断たれた場合、空輸での輸送経路を確保する必要があると思えます。大型ヘリと救援物資を入れる建屋を建設して、来るべき災害に備えたほうが良いと思いました。<br/> ただし、障害物(電線)が特に気になる部分なので、障害物の無いエリアに建設するか、障害物がある場合は除去したうえで建設したほうが良い</p> | <p>本市の都市づくりでは、「人口減少時代に備える取り組み」を進める重要な時期であり、都市基盤施設の整備・充実等に積極的な都市づくりを展開し、都市の基礎を築いていくとしています。<br/> 本指針(案)で示した新規公園等の整備は、都市公園の空白地域を解消できるもの、史跡などの特徴を活かすもの、民間施設との連携した施設が期待できるものを対象に考察し、今後のまちづくりに寄与できるものとして捉えています。<br/> 中部地区公園については、市役所及び消防本部、警察署の公共施設に近接していることから、防災機能を整備することが不可欠であると認識しています。ご意見のヘリ施設(発着所を含む)、物資保管施設などは、今後の取り組みで関係部署と協議し当地区に必要なものを整備していきます。</p> |

(次頁に続く)

|    |            |   |  |
|----|------------|---|--|
|    |            | いと思います。   |  |
| 8  | 1 新規公園等の整備 | <p>&lt;相模国分寺跡の整備内容について&gt;<br/> 「史跡相模国分寺跡」が公園整備を推進する箇所の一つとして挙げられております。日常生活（通勤や子供の保育園への送迎等）での気付きとして、以下の整備が必要と考え、提案いたします。</p> <p>1 相模国分寺跡への入り口のバリアフリー化<br/> 相模国分寺跡は車等の進入がないことから安全であり、通勤通学や保育園の散歩等で広く活用されています。しかし、入り口付近は段差があり、ベビーカーや保育園の園児を載せたベビーカーなどでの入場が困難です。また車椅子の利用者をあまり見かけませんが、これも入場が困難なことが一因と想定されます。以上の状況から、特に東側と西側の入口について、バリアフリー化の整備が必要と考えます。</p> | <p>相模国分寺跡は、我が国にとって歴史上または学術上の価値が高く、重要なものとして、国史跡に指定されています。</p> <p>相模国分寺跡の歴史的資源を活かした公園整備は、地域や利用者ニーズに対応するものを考えています。</p> <p>相模国分寺跡の出入り口のバリアフリー化は、利用者の利便性を向上させるために取り組む事項であると認識しています。</p> <p>今後の整備にあたっては、史跡の本質的な価値やその保存に影響を及ぼすことがないように、誰もが利用しやすい施設になるよう計画してまいります。</p> |
| 9  | 1 新規公園等の整備 | <p>&lt;相模国分寺跡の整備内容について&gt;<br/> 2 相模国分寺跡内の歩道の設置<br/> 相模国分寺跡は通勤通学の通路としても活用されておりますが、南側のコンクリート部分を除くと整備された歩道がなく、踏み固められて自然にできた土の道か、芝生を歩くこととなります。</p> <p>雨の日などは泥や濡れた草などで靴がひどく汚れることもあり、特に東側の入り口付近は水が溜まりやすく、また木の根などが残されており歩きにくい状態になっています。また、歩道がないことから日中ボール遊び等の合間をぬって歩く必要があることもあり、歩行者と公園内利用者の利便性向上及び安全のために歩道の設置が必要と考えます。</p>                                   | <p>相模国分寺跡内での歩行者通路の整備は、本史跡地整備の中で進めていきたいと考えています。</p> <p>園路の整備にあたっては、史跡の本質的な価値やその保存に影響を及ぼすことがないように、歩行者と公園利用者の利便性と安全性などを検討した経路を計画してまいります。</p>  |
| 10 | 1 新規公園等の整備 | <p>&lt;相模国分寺跡の整備内容について&gt;<br/> 3 相模国分寺跡外周の整備<br/> 悪天候の日など、相模国分寺跡内を通ることが困難な場合は、歩行者は外周を歩くこととなりますが、特に東側と北側は整備されておらず、悪路となる場合は道路を歩くことも必要となります。相模国分寺跡周辺は交通量が多く、大型の車両も通過し歩行者のリスクが高いことから、安全に歩くことができる外周の整備が必要と考えます。</p>   | <p>相模国分寺跡外周での歩行者通路の整備は、本史跡地整備の中で進めていきたいと考えています。</p> <p>史跡外周の歩道整備にあたっては、史跡の本質的な価値やその保存に影響を及ぼすことがないように、歩行者と公園利用者の利便性と安全性などを検討した経路を計画してまいります。</p>   |

|    |           |   |  |
|----|-----------|---|--|
| 11 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;1 評価について&gt;<br/>       普通は4段階評価ではなく、5段階評価だと思います。これですとばらつき具合がよくわかりません。次回以降、このようなパブリックコメントを求める場があるかどうかはわかりませんが、できれば5段階評価をしてほしいと思います。</p> <p>&lt;2 統廃合について&gt;<br/>       リニューアルか統廃合か二つに○をしているため、判断がつかない公園がある。統廃合の対象については、別途該当する自治会になぜ廃止するのかを説明し、了承を得るようにお願いします。</p> <p>また、統廃合する公園に鉄棒がある場合、近隣の公園に移設するように手配をお願いしたい。(68の公園：河原口代官分第2児童遊園は鉄棒の利用者が若干いるので、できれば撤去せず、そのままにしてください。)</p> | <p>評価において4段階評価を用いた考えは、現状を評価するうえで中間的な普通の観念を無くし、良いものと良くないものを区別して、今後の整備等において公園機能に着目するものを浮き彫りにするため採用しています。</p> <p>統廃合の検討対象になっている公園等については、現地の確認などを行い、自治会及び近隣住民の方々と協議を進めて取り組むものとしています。</p> <p>統廃合を実施する公園等に設置している鉄棒は、近隣の公園等での遊具設置状況や鉄棒の利用状況を検証して整備するものとします。</p>   |
| 12 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;緑道の名称について&gt;<br/>       本編p47に記載している、番号G1「めぐみの小径」については、資料編p9には「めぐみの小路」と記載している。どちらかが正しく、どちらかが間違っていると思われるので、確認の上、間違っている資料については、正式に直していただきたい。</p>  | <p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>緑道の名称については、「めぐみの小路」が正しいことから、本編記載の「めぐみの小径」を「めぐみの小路」に修正いたしました。</p>  |
| 13 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;施設の再整備について&gt;<br/>       遊具の更新についてであるが、鉄棒の設置基準がこれまでの基準とは変わっているため、公園の管理部署では遊具のすぐそばに鉄棒は置けないとのことです。</p> <p>つきましては、鉄棒を撤去せざるを得ない公園が出てくる可能性が高いと思われるので、近隣公園に移設できれば問題ないかもしれませんが、①撤去する場合かつ②近隣の公園にも置くスペースがない場合は、鉄棒の利用できる公園を新たにHP上に公開してほしいです。その際、高さを明記してほしいです。利用者数は少ないが、中高年の利用がまれにあります。しかも、熱心なので、雨が降らない限り、ほとんど毎日利用します。</p> <p>また、遊具の更新の際に、土砂をいったん排出して古い遊具を取り出し、その後新しい遊具を設置する流</p>      | <p>遊具設置にあたっては、遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮する配置が求められています。</p> <p>安全領域とは、遊具の安全な利用行動に必要とされる空間で、子どもが遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲で、遊具を安全に利用するために必要な空間をいいます。</p> <p>この安全領域内には重大事故に結びつくような植栽や照明灯などの障害物や異物、固い設置面があってはいけないとしています。</p> <p>鉄棒の撤去や移設は、近隣の公園等での遊具設置状況や鉄棒の利用状況を検証して整備するものとし、ホームページに掲載することは、研究し</p> |

(次頁に続く)

|    |           |  |   |
|----|-----------|--|---|
|    |           | れになるが、土砂を排出した際に、石が出てきてその始末がなっていない部分があったので、今後については契約書に石の後始末をするよう明記してほしい。  | てまいります。<br>ご指摘にあった遊具の設置面の後始末については、十分に対処してまいります。   |
| 14 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;樹木の剪定について&gt;</p> <p>① 大型の台風 19 号が襲来する直前の金曜日だったと思うが、市役所の前の通りと交流館周辺をシルバー人材センターの人が樹木を慌てて切っていた。結構多人数の方が出たので、印象に残っている。台風は突発的な事象で、仕方のないことかもしれないが、出来れば、日ごろから定期的に樹木を切るように心がけてほしい。この件については、公園課はノータッチかもしれないが、剪定を依頼する部署が複数ある場合は公園課に一本化し、定常的に樹木の剪定を管理するようにしてほしい。シルバー人材センターも人手のやりくりで苦労したのではないかと推測される。</p> <p>② 樹木の剪定であるが、結構大胆に枝を切っている。多分、それでいいとは思いますが、木陰が少なくなり、夏場の貴重な日影がなくなることもあるので、注意を要する。また、その旨、業者にも伝えてほしい。</p> | <p>① 植栽の管理は、道路及び公園等、公共建築物敷地の各施設管理者が植栽種類や施設の利用に応じた時期を捉えて定期的の実施している状況です。また、シルバー人材センターへの植栽管理は、年度初めに各所管から依頼を行い、シルバー人材センターでも年間計画を立案し業務にあたっています。</p> <p>このことから、剪定の依頼は現状を維持します。</p> <p>② 大きな樹木の剪定は、全本数を対象にするには難しく、近隣家屋への落葉や支障を軽減するために樹形を整えるような剪定でなく、枝を切るような状況になっています。</p> <p>剪定の時期については、夏季の木陰を配慮するように努めてまいります。</p> |
| 15 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;統廃合について&gt;</p> <p>人口当たり公園敷地面積の全国平均が 10.5 m<sup>2</sup>であり、海老名市の目標とする基準ですら大幅に平均に満たない現状を踏まえ、現在利用状況がある公園も対象に入っていることに関して合意できません。</p>   | <p>市民 1 人当たりの都市公園敷地面積は、緑の基本計画に掲げている「みどりを創る」において街区公園、近隣公園、地区公園、歴史公園、都市緑地などを整備し、市民一人当たりの都市公園面積を広げて、令和 21 (2039) 年に 7.5 m<sup>2</sup>/人の目標を達成する計画としています。</p>   |
| 16 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;統廃合について&gt;</p> <p>効率化についても書かれていますが、高齢者、小さな子がいる子育て世代にとっては、歩いて行ける近くの公園が憩いの場となっているため、一概に地図上、書面で判断せず、現地に足を運び住民と心あるコミュニケーションをとっていただくことを要望します。</p>   | <p>公園等の機能は、面積の総量を増やすのみでなく、地域や利用者ニーズに対応した施設の整備が求められる状況になっていることから、既存公園等の再整備などにより、安全性と利便性を向上する必要があります。</p> <p>このようなことから、近隣の公園等と利用圏域が重複し利用が少なく、防災機能が低い小規模な公園等は、利用目的を絞った機能特化や土地利用の転換、統廃合などの検討を進めていくことを考えています。</p> <p>公園等の再整備や統廃合等にあた</p>   |

(次頁に続く)

|    |           |  |   |
|----|-----------|--|---|
|    |           |  | っては、現地の確認などを行い、地域及び近隣住民の方々と協議を進めて取り組んでまいります。  |
| 17 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;統廃合について&gt;</p> <p>概要版 p 14～ p 18 では公園等整備の検討項目の②に防災・防火機能を挙げ、地域防災計画に位置付けがない公園を統廃合するとしています。</p> <p>避難場所や防災倉庫などが設置されていなくても、火災や地震などの災害時には、公園は空間として延焼を防ぐ緩衝帯、一時的な避難の場所となります。身近な公園を廃止することは災害被害を拡大させます。</p> | <p>本市の都市づくりでは、今後を迎える超高齢社会に向けて、今後の10年程度は、「人口減少時代に備える取り組み」を進める重要な期間であり、都市基盤施設の整備・充実等、積極的な都市づくりを展開し、都市の基礎を築いていくことが必要となっています。</p> <p>このようなことから、地域の防災機能を強化するとともに、多様なニーズに対応した地域の拠点となる公園整備に取り組むとしています。</p> |
| 18 | 2 公園等の再整備 | <p>&lt;統廃合について&gt;</p> <p>今後の人口減・人口構造の変化・公園の整備年数などにより、公園を整備する意義は理解するところですが、維持管理上から小さな公園を閉鎖し、大きな公園に集約する事業は見直していただきたい。市民の豊かな生活をキープするために、効率的ではなく一人ひとりの市民に寄り添った市政運営を望みます。</p>                                  | <p>近隣の公園等と利用圏域が重複し利用が少なく、防災機能が低い小規模な公園等は、利用目的を絞った機能特化や土地利用の転換、統廃合などの検討を進めていくことを考えています。</p> <p>公園等の再整備や統廃合等にあたっては、現地の確認などを行い、地域及び近隣住民の方々と協議を進めて取り組んでまいります。</p>                                       |

### 5) その他 資料編について

| No. | 項目                 | 意見内容   | 市の考え方  |
|-----|--------------------|--|--|
| 19  | 3 公園等の再整備：現状の検討一覧表 | <p>&lt;資料のまとめ方と活用について&gt;</p> <p>○で書くより、数値を書いたほうが管理しやすいと思われるものがある。公園課の方も苦勞して、せっかく作成した資料なので、この資料を見ながら業務を行ったほうが効率的だと思います。例えば、ベンチの数、トイレの数、などです。ベンチはもっと細かく記載して、普通のベンチ、テーブル型のベンチとして、それぞれ何個あるかを記載すれば、後々の改修工事の際に何個発注すればいいかが、表で一目瞭然でわかるはずです。</p> | <p>公園等の施設については、公園台帳を整備して管理を行っています。</p> <p>維持管理業務では、安全点検を定期的に行うことから、遊具の種類、設置数、照明灯などをとりまとめており、ベンチ、水飲み場、トイレなども公園台帳を基に集計しています。</p> <p>ご意見のように維持管理にあたっては、これまでに取りまとめた資料を活用して業務を進めてまいります。</p> |